

改正割賦販売法に基づく 省令改正等について

平成29年2月
商務流通保安グループ[°]
商取引監督課

法改正に伴う主な省令委任事項について

改正条文（法文）	新設改正必要条文（省令）		該当部分
	省令条番号	規定内容	
（書面の交付等） 30条の2の3第4項	54条	その他の書面記載事項の内容	検討課題⑤
	55条	書面記載の方法及びルール	
（書面の交付等） 30条の2の3第5項	新設	書面記載の方法及びルール	
（クレジットカード番号等の適切な管理） 35条の16	132条	番号等の適切な管理の基準	検討課題①
	133条	番号等取扱受託業者への指導の基準	
（登録の申請） 35条の17の3	新設	申請書類の内容及び申請書類の様式	検討課題③
（登録の拒否） 35条の17の5	新設	番号等取扱契約締結事業者の体制要件	
（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等） 35条の17の8 第1項、第3項～第5項	新設	番号等取扱契約締結事業者の調査方法	検討課題②及び④
	新設	番号等取扱契約締結事業者の調査事項	
	新設	番号等取扱契約締結事業者から加盟店に講ずる必要な措置	
	新設	番号等取扱契約締結事業者の記録事項及び方法	
（クレジットカード番号等の不正な利用の防止） 35条の17の15	新設	不正利用防止の基準	検討課題①
（認定割賦販売協会への報告） 35条の20	新設	認定割賦販売協会へ報告する加盟店情報の範囲	検討課題④

※その他、クレジットカード番号等以外にアクワイアラー等に適切管理義務がかかる情報の内容及び管理方法を省令に委任する35条の17の9や行政による処分の公示の方法を省令に委任する35条の17の13がある。

検討課題①：加盟店におけるセキュリティ対策について

- 改正法では、加盟店に対し、クレジットカード番号等の適切な管理（法第35条の16）及び不正使用の防止（法第35条の17の15）が義務付けられる。
- 本小委員会報告書追補版（以下「追補版報告書」）を踏まえ、「リスクベース」「性能規定」の考え方の下、省令で定める基準としては、具体的な手段・方法を限定しないこととしつつ、事業者にとっての予測可能性確保の観点から、クレジット取引セキュリティ対策協議会において策定する「実行計画」を実務上の指針として参照するべきではないか。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>（抜粋）

第2章 クレジットカード取引におけるセキュリティ対策強化について

第2節 加盟店等のセキュリティ対策について

2. 義務の内容の具体的な在り方について

（3）措置の方向性

こうした観点から、製品安全・保安分野におけるいわゆる「性能規定」の基本的な考え方を取り込むことが適切である。法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能（情報漏えい防止と不正使用防止）のみを定め、その実現手段・方法については、最新の技術を活かした各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとするすることで、各事業者の判断に基づいて、より適切なセキュリティ対策を講ずることができるようにする必要がある。

他方、事業者にとっては法令遵守の観点から予測可能性が確保されることも重要であるため、「このやり方であれば、法令上の義務を満たす」ものとして、例えば自主規制機関のガイドラインとして標準的な対策を示すとともに、技術進化の状況に応じ、機動的にこれを見直していくことが適切である。まずは、関係事業者による実務的な検討を経て策定された「実行計画」のうち具体的な対策に関する部分を、セキュリティ対策に係る義務履行方法に関する事業者向け指針として位置付け、国としてもその着実な実施を後押ししていくことが求められる。

検討課題②：アクワイアラー等による加盟店調査等について

- 改正法では、アクワイアラー等に対し、加盟店における「クレジットカード番号等の適切な管理」及び「不正な利用の防止」について調査し、必要な措置を行うことが義務づけられる（法第35条の17の8）。
- 本小委員会報告書（以下「報告書」）を踏まえ、「性能規定」の考え方をとりつつ、省令等の策定に当たっては以下の点について検討すべきではないか。
 - ① 加盟店の悪質な取引についても調査対象とすべきではないか。
 - ② 初期審査に関し、最低限必要な調査事項は規定すべきではないか（所在地、取扱商品・役務、販売形態等）。
 - ③ 途上審査は、情報漏えい事故や消費者苦情の発生等を契機として「必要に応じて」行うことを基本としつつ、一定期間経過時の調査を求めるべきではないか。
- 具体的な調査方法については、認定割賦販売協会の策定する自主規制規則あるいはガイドラインにおいて定めるべきではないか。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～（抜粋）

第2章 制度的・実務的な措置に係る考え方及び具体的な措置等
第1款 クレジットカード取引の実態に対応した措置に係る考え方
第2節 各事項に係る考え方と具体的な措置等について

1. オフアス取引の一般化等に係る事項

（4）加盟店調査の考え方について

したがって、アクワイアラー等による調査に係る措置を検討するにあたっては、特定の調査項目を法令上列举してこれについての調査のみを求めるという考え方よりは、各アクワイアラー等が自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、双方を総合して一定水準を確保することを許容する、という考え方を採るべきである。具体的には、アクワイアラー等に対し、悪質加盟店を適切に排除する体制の構築を求めることとし、その手法については、加盟店契約の締結時に加盟店の所在地や代表者、商材や販売方法等の最小限の事項について確認を求めるほかは、契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各アクワイアラー等が合理的な判断に基づいて審査体制を構築することを認めるべきである。

検討課題③：アクワイアラー等の登録について

- 改正法では、「加盟店に対しクレジットカードの取扱いを認める契約を締結する事業者」（アクワイアラー又は決済代行業者（P S P））について登録制が導入され、登録要件として、**「加盟店契約の締結業務」及び「加盟店調査」の適確な実施を確保するために必要な体制整備**が求められることとされた。
- 報告書を踏まえ、省令で定める「必要な体制整備」として、アクワイアラー等に対し、「加盟店契約の締結業務」及び「加盟店調査」に係る**委託先の管理**を求めるべきではないか。
- アクワイアラーがP S P経由で加盟店契約を行う場合、いずれが加盟店調査の義務を負うかは、アクワイアラーから**P S Pに対し加盟店調査に関する包括的授權があるか**という観点から、両者間の契約内容に応じて個別に判断すべきではないか。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 報告書〜クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて〜（抜粋）

第2章 制度的・実務的な措置に係る考え方及び具体的な措置等

第2節 各事項に係る考え方と具体的な措置等について

第2款クレジットカード取引の利用環境の変化等に係る具体的な措置

1. オフアス取引に対応した制度整備等について

（1）アクワイアラーに係る事項

○ 登録制の導入

- ・登録要件として、国内に営業所を有すること、加盟店調査の遂行に必要となる体制（イシューアから情報連携を受ける体制、P S Pを選択するにあたって必要となる体制等を含む。）、クレジットカード番号等の適切管理体制、財産的基盤等を求める。

○ 加盟店調査の実施等に係る規定の新設

- ・業務の運営に関する措置として、**委託先の管理**、苦情対応（現行、包括信用購入あつせん業者に求められている対応のうち、加盟店に係る事項）、加盟店の調査（初期審査及び途上審査を事業者の合理的な判断により組み合わせて活用する。）を求める。

（業務の運営に関する措置）

第三十条の五の二 包括信用購入あつせん業者は、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、その包括信用購入あつせんの業務に関して取得した利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その包括信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行及びその利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

検討課題④：苦情情報の活用について（１）

～イシューからアクワイアラーに対する苦情処理の連携～

- 改正法では、オフアス取引を念頭に、アクワイアラー等に対する登録制の導入及び加盟店調査等の義務づけがなされた。
- 報告書を踏まえ、包括信用購入あつせん業者の「苦情の適切かつ迅速な処理」義務に関する省令の規定を見直し、オフアス取引の場合に「イシューがアクワイアラーに苦情を伝達すること」を追加すべきではないか。
- また、伝達を受けたアクワイアラーによる対応については、苦情情報を端緒とした「加盟店調査」として整理すべきではないか。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～（抜粋）

- 第２章 制度的・実務的な措置に係る考え方及び具体的な措置等
- 第２節 各事項に係る考え方と具体的な措置等について
- 第２款 クレジットカード取引の利用環境の変化等に係る具体的な措置
- １．オフアス取引に対応した制度整備等について

- （３） イシューに係る規定の整理
- ・ オンアス取引を前提に整備された、包括信用購入あつせんについては、アクワイアラー等を位置付けることに伴い、イシュー機能のみに着目した概念へ見直し、加盟店との取引に係る規定を削除する等の整理を行う。
 - ・ 「苦情の適切かつ迅速な処理」のうち加盟店に係る苦情の処理については、イシューがアクワイアラーに苦情を伝達し、伝達を受けたアクワイアラーが処理することと再整理する（オンアス加盟店に係る苦情の処理は、イシューではなくアクワイアラーとしての立場で処理するものとする。）

規則第六十条(要約) 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により利用者又は購入者等からの苦情（中略）の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 利用者又は購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。
- 二 前号の規定による原因究明により知った事項からみて、同号の苦情に係る事項の原因が次のいずれかに係るものであると認めるときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。
 - イ 加盟店が勧誘時において、法第三十五条の三の七各号（特定商取引法または消費者契約法違反）に該当する行為をしたこと。
 - ロ 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたこと。
- 三 第一号の規定による原因究明、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法により知った事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。
 - イ オンアスの場合、苦情の発生状況について他の加盟店との比較により、当該加盟店が利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき等。
 - ロ オフアスの場合、苦情の発生状況について他の加盟店との比較により、当該加盟店が利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき等。
- 四 前二号の規定による調査の結果に基づき、包括信用購入あつせんに係る業務に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じること。

検討課題④：苦情情報の活用（２）

～マンスリークリア取引に関する苦情情報の活用のための自主的取組～

- マンスリークリア取引における苦情処理については、報告書及び附帯決議を踏まえ、イシューアに対する義務付けは行わないこととされた。
- 他方、消費者からの苦情情報を加盟店調査において活用するため、認定割賦販売協会における自主的取組として、**マンスリークリア取引に関する苦情情報についても加盟店情報交換制度の対象**とすべきではないか。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～（抜粋）

第２章 制度的・実務的な措置に係る考え方及び具体的な措置等
第２節 各事項に係る考え方と具体的な措置等について
第１款 クレジットカード取引の実態に対応した措置に係る考え方
２．マンスリークリア取引に係る抗弁の接続・苦情処理義務等のイシューアへの措置について

（５） 各主体における取組の必要性

制度的な措置を課すべきでないとしても、今後の取引全体を適正化していくという観点から、各イシューアが相談・苦情対応を円滑に遂行することや、アクワイアラーにおける加盟店調査においてイシューアに寄せられる相談・苦情情報を効果的に活用することは、加盟店網の適正化を促進していく上でも重要であると考えられる。

したがって、各事業者や一般社団法人日本クレジット協会における相談・苦情対応の研修等の実務的な取組をより一層深めるとともに、こうした取組を踏まえ、各イシューアが円滑に相談・苦情対応を行っていくことが必要である。また、消費者、加盟店、各事業者、消費生活センター等の適切な役割分担の下に、相談・苦情対応がより円滑に行われるよう、関係機関・事業者等による定期的な情報交換等、連携強化に向けた取組を進めるべきである。

検討課題④：苦情情報の活用（３）

～加盟店調査における苦情情報の活用～

- 報告書及び附帯決議を踏まえ、アクワイアラー等による加盟店調査の適確な実施を確保するため、省令等において、加盟店調査において苦情情報（イシューアから伝達されるものを含む）を適切に活用することを求めるべきではないか。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～（抜粋）

第２章 制度的・実務的な措置に係る考え方及び具体的な措置等

第２節 各事項に係る考え方と具体的な措置等について

第１款 クレジットカード取引の実態に対応した措置に係る考え方

１．オフアス取引の一般化等に係る事項

（６） 加盟店調査における相談・苦情情報の活用について

アクワイアラー等が加盟店調査を実効的に遂行するためには、相談・苦情情報を適切に活用することが必要である。

この相談・苦情情報については、各イシューアから国内のアクワイアラーに対しては一定の情報連携がなされているが、海外アクワイアラーについては、情報連携を受ける窓口がないため、情報連携が十分機能していない。したがって、制度設計においては、アクワイアラーの内外を問わず、イシューアからの情報連携を可能とすべきであることに留意が必要である。

また、定量的な情報の活用も有益であると考えられるため、独立行政法人国民生活センターにおいて収集している相談・苦情情報の有効活用についても検討すべきである。

(参考 1) 割賦販売法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 99 号）に対する 附帯決議

<衆議院>

- 一 クレジットカード決済におけるカード発行会社と加盟店契約会社とが役割分担するオフアス取引が広がっている現状において、カード決済を利用した悪質加盟店のトラブルを防止するため、消費者からカード発行会社に寄せられた苦情申出を、カード発行会社から加盟店契約会社に迅速に伝達し、加盟店契約会社において悪質加盟店情報を集約し加盟店調査及び措置を効果的に講ずるよう、政府は、業界の実効的な取組を促進するとともに、その実施状況を検証し、必要に応じて翌月一括払いの取引についてカード発行会社の苦情伝達等の義務のあり方を検討すること。

<参議院>

- 一 クレジットカード決済を利用した悪質加盟店の排除の実効性を確保するため、消費者からカード発行会社に寄せられた苦情が加盟店契約会社等に適切かつ迅速に伝達されるよう、的確な対応を図るとともに、加盟店契約会社等が悪質加盟店情報を集約することにより、加盟店に対する調査及び措置が効果的に講じられるよう、事業者の実効的な取組を促進すること。また、翌月一括払いの取引については、事業者の自主的な取組の状況を検証した上で、必要に応じてカード発行会社の苦情伝達・処理の義務付けについて検討を行うこと。

検討課題⑤：取引条件の表示、書面の交付（１）

- 改正法では、クレジットカード利用時（分割・リボ払い等２月超）における加盟店の「書面交付義務」を「情報提供義務」とした上で、情報提供項目のうち「商品等の引渡し時期」と「契約の解除」については特約がある場合に限ることとした。
- 追補版報告書を踏まえ、**「消費者にとって、取引のどの段階でどのような情報が必要か、また、それを誰から提供させるべきか」**という観点から、以下①～③について、再整理すべきではないか。
 - ①カード発行時のイシューアからの書面交付事項
 - ②カード利用時のイシューアからの書面交付事項
 - ③カード利用時の加盟店からの情報提供事項

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>（抜粋）

第４章 FinTech の活用による新たな業態への対応について

第３節 加盟店等における書面交付義務の見直し等について

2. 基本的な考え方

（２） 見直しの方向性

こうした法の基本的趣旨を踏まえつつ、上記のような状況変化に対応し、消費者にとって、取引のどの段階でどのような情報が必要か、また、それを誰から提供させるべきかについて、改めて再考する余地があるのではないか。

すなわち、クレジットカード取引においては、まず消費者とイシューアとの間で会員約款を用いて基本契約たる「会員契約」が締結され、それに従って消費者が加盟店においてクレジットカードを利用した場合に、立替払が行われ、消費者が事後的にイシューアに対して立替金相当額及び手数料を支払うこととなるが、カード利用の際の権利義務関係の大半は会員約款に定められている。

したがって、カード利用の際には、契約内容の全てではなく、当該商品の代金額と最終的な支払金額、支払回数等、個別の債権内容ないし支払内容についての情報を提供することで足りると考えられるのではないか。

また、加盟店については、ある商品について消費者が現金で購入する場合には書面交付義務を負わないのに対し、クレジットカードを用いて購入したときのみ、上記のイシューアによる書面交付とは別に書面交付義務を負う実質的な理由を、改めて問う余地があるのではないか。

（参考２）取引条件の表示事項・イシューアからの書面交付事項・加盟店からの情報提供事項の比較

（問題意識）

- カード利用時にイシューアから交付する書面の記載事項のうち、都度の利用毎に異なることのない事項については、カード交付時に提供すべきではないか。
- 加盟店からの情報提供事項について、消費者にとって必要な事項となっているか。

イシューアからのカード発行時の取引条件の表示事項について（要旨）

法律 （第30条）		省令 （第36条第3項）	
第1項	第1号	商品等の代金の支払期間・回数	
	第2号	分割・リボ払いの手数料の料率	
	第3号	第36条第3項第1号	支払金額の具体的算定例
		第2号	カード限度額について定めがあるときは、その金額
		第3号	その他、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

イシューアからのカード利用時の書面交付事項について（要旨）

法律 （第30条の2の3第1項）		省令 （第49条）		都度の利用ごとに 変わらない情報
第1項	第1号	手数料も含めた利用者の支払総額		
	第2号	分割・リボ払いの場合の各回ごとの支払額及び支払いの時期及び方法		
	第3号	第49条第1項第1号	イシューアの名称及び住所又は電話番号	○
			加盟店の名称	
		第2号	契約年月日	
		第3号	分割払いの場合の支払回数	
		第4号	クレジットカード決済について、利用者が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号	○
		第5号	クレジットカード会社に対する抗弁に関する事項	○
		第6号	クレジットカード決済に関する契約の解除に関する定めがあるときは、その内容	○
		第7号	分割払いの場合に、支払時期の到来していない各回毎の支払金額を請求することについての定めがあるときは、その内容	○
		第8号	分割払いの場合に、各回毎の支払がなされない場合の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容	○
		第9号	その他、特約があるときは、その内容	○

加盟店からのカード利用時の情報提供事項について（要旨）

法律 （第30条の2の3第4項）		省令 （第54条）		イシューアからの 書面交付と重複し ている事項
第4項	第1号	商品等の価格		○
	第2号	契約締結時に商品の引渡し等をしない場合には、その引渡し等の時期		
	第3号	契約の解除に関する特約があるときは、その内容		
	第4号	第54条第1項第1号	加盟店の名称及び住所又は電話番号	○ （名称のみ）
		第2号	契約年月日	○
		第3号	商品名	
		第4号	商品の商標又は製造者及び機種又は型式（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）	※
		第5号	商品の数量等	
		第6号	商品の販売契約等について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号	
		第7号	役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつていときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項	
		第8号	商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつていときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項	
		第9号	権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつていときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項	
		第10号	商品に隠れた瑕疵がある場合の責任についての定めがあるときは、その内容	
		第11号	その他、特約があるときは、その内容	
		第12号	販売契約等がマルチ商法又は内職商法であるときは、その旨	

検討課題⑤：取引条件の表示、書面の交付（２）

- クレジットカード発行時におけるイシューアーによる取引条件の表示の方法について、省令において、**所定の法令用語を用いることが規定**されているが、**「消費者にとっての分かりやすさ」の観点から、適切な表示方法のあり方についてあらためて検討すべき**ではない

（問題意識）

- 一律に法令用語の使用を求めることで、消費者にとって分かりにくくなっていないか。
- 平易な一般用語の使用も含め、必要な事項について消費者に分かりやすく伝える工夫を促すべきではないか。

（包括信用購入あつせんの取引条件の表示の方法）

規則第三十六条 法第三十条第一項 各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

用語	定義
現金販売価格	商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格
現金提供価格	役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格
現金価格	商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務を提供する契約の締結と同時にその代金又は対価の全額を受領する場合の価格
支払総額	購入した商品若しくは権利の現金販売価格又は提供を受ける役務の現金提供価格及び包括信用購入あつせんの手数料の合計額
頭金	包括信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約又は包括信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約（以下「包括信用購入あつせん関係販売等契約」という。）の締結に際し購入者等が包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者を支払う金額
申込金	購入者等が包括信用購入あつせん関係販売等契約の予約を目的として包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者を支払う金額であつて、契約が締結された場合には頭金に充当され、契約が締結されなかつた場合には返還されるもの
支払期間	包括信用購入あつせん関係受領契約が締結された時から当該契約に基づく支払分の支払が完了する時までの期間
支払回数 分割回数	包括信用購入あつせんに係る頭金を除いた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払回数
包括信用購入あつせんの手数料 分割払手数料	金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず包括信用購入あつせんに係る手数料として包括信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を包括信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）
実質年率	次項の規定により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率
支払分 分割支払額 分割支払金	包括信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価（包括信用購入あつせんの手数料を含む。）の支払金額

二・三 （略）

※個別信用購入あつせんもほぼ同様の用語の定義規定（規則第69条）がある。

2 （略）

3 法第三十条第一項第三号 の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 支払総額の具体的算定例
- 二 極度額について定めがあるときは、その金額
- 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

検討課題⑥：支払可能見込額調査（１）

- 支払可能見込額調査は、自己の支払能力を超えた支払債務を負担する「多重債務者」問題に対処し、その発生を未然に防止し消費者保護を図るため、前回（平成20年）改正において、クレジット利用者の支払能力を調査することをクレジット業者（包括・個別）に義務付けたもの。
（※）多重債務に関する消費生活相談は、前回改正法が成立した平成20年度には95,165件であったが、平成27年度には29,142件と、約 3 割にまで減少している。
- 「多重債務者対策」として、過剰与信防止の重要性は現在も変わらない。

産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会 報告書（抜粋）

第 2 章 制度整備の基本的方向性と具体的措置

2. 過剰与信防止のための措置

現在、我が国において多重債務に陥っている者が 2 0 0 万人超に上ると言われている中、昨年の臨時国会において貸金業法の改正が行われ、貸付上限金利の引下げ、過剰貸付の禁止、個人信用情報機関の利用の義務付け等貸手側の責任を強く求める規制を通じた新たな多重債務防止対策が講じられた。

多重債務に陥る危険度という観点からは、商品の購入等に対して与信が行われるクレジット取引については 借金返済等のための借入れも可能な貸金と異なり雪だるま式に債務が累積する可能性は少ない。他方、個品割賦購入あっせん取引が訪問販売業者による「次々販売」のような悪質な販売行為に利用されることで消費者が過剰な債務を抱える危険性が指摘されている。

したがって、クレジット取引が持つ消費者への利便性と適正な消費者の購買意思を阻害することのないよう配慮しつつ、与信事業者たる割賦購入あっせん業者に対しても、自らの過剰与信防止を促し、ひいては販売業者による次々販売の未然防止にも資するルール整備が必要である。

<過剰与信防止義務、個人信用情報の登録・利用の義務付け>

このため 支払能力を調査して過剰与信を防止することを義務づけるとともに支払能力の調査にあたり信用情報機関を利用すること、また調査結果の信用情報機関への登録の義務付けを図る必要がある。

（支払可能見込額調査の概要）

- クレジット業者は「支払可能見込額」（※）を算定。
（※）クレジット債務を支払うために、利用者が現に生活している住宅まで奪われず、最低限度の生活を維持でき、債務を持続的に支払可能と見込まれる1年あたりの額のこと。日本クレジット協会の自主規則で、算定方法は、「年収－利用者の債務による年間請求予定額－生活維持費（割賦法施行規則別表 2 で規定）」とされている。
- 極度額＞支払可能見込額（※）となるときには、クレジット業者は契約締結を禁止される。
（※）包括信用購入あっせんの場合には、極度額＞支払可能見込額× 9 0 / 1 0 0 となる。
- 消費者は支払可能見込額の範囲でクレジットを利用するため、過剰なクレジット利用が防止される。

検討課題⑥：支払可能見込額調査（２）

- その詳細な手続・手法に関する現行省令の規定が、消費者に対して過剰な負担を強い
たり、与信を受ける機会を制約することとなり、クレジット支払サービスを適切に利
用する消費者利益を害していないか。
- こうした「副作用」を軽減する観点からも、形式的・画一的な基準を見直し、過剰与
信防止の目的に照らし、より実質的な基準とすることを検討すべきではないか。
- その際、FinTech等のデータを活用し、消費者負担を軽減しつつ、より精度の高い調
査手法の可能性についても考慮すべきではないか。

（問題意識）

- 消費者からの申告を原則とする現行の調査手続がクレジット申込み時の消費者の手間や負担感を増やしているのではないか。
- 過剰与信防止の観点からは、申告のみならず、FinTechデータの活用等により、客観的又は合理的に利用者の資力を把握で
きる方法を認めることは可能ではないか。
- 家族の多様化に対応していない規定により、適切な与信を受ける消費者利益を害している場合があるのではないか。
(年収合算について、「配偶者」又は「2親等以内の親族」に限定している等)
- 家族構成や扶養関係等、プライバシーへの過度の介入が利用者の不快感を買っているのではないか。

(消費者の声) クレジットカード会社から割賦販売法に基づく調査として詳細な情報を登録するように要請されているが安全性に問題はないか。私と妻はXのクレジット
カードに入会しており、主に電車の切符を買ったり、高速道路のETC利用の決済に利用したりしている。先日、妻宛てにXから「近況お問い合わせ表」というものが送付
された。当該表に記載してXに返送するようにとのことだった。当該表に記載する事項は2008年に改正した割賦販売法に基づく調査であるとのことだった。記載事項は、
契約者である妻、配偶者である私及び同居の家族の学校名や勤め先、その職種、転職の有無、入社年月日、それぞれの預貯金額、年間のクレジット支払債務予
定額等詳細な個人の情報を記載されるのだ。もちろん、住所、氏名、生年月日、電話番号の記載も必要である。こんなに詳細な情報をクレジットカード会社に提出
する必要があるのだろうか。提出した後で、当該情報が漏えいしたら、と思うと不安になる。カード会社には繊細な情報を漏えいをさせないような仕組みが整っているのだ
ろうか。

- 生計維持費について、「持ち家の有無」及び「生計を一にする人数」により一律に設定させることは、実態に照らして合理的か。

(参考3) 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）に対する附帯決議

<衆議院>

二 訪問販売における再勧誘の禁止及び過量販売による契約解除並びに過剰与信の防止については、消費者及び事業者の双方にとってわかりやすいガイドライン等を可能な限り具体的かつ明確に定めること。

また、支払可能見込額の調査に当たっては、利用者の預貯金等のプライバシーに過度に立ち入ることのないよう指導すること。なお、業態をまたがる信用情報機関相互の情報交流等については、個人情報の保護等に充分配慮しつつ、実効性ある過剰与信の防止の観点からその推進に努めること。

<参議院>

二 訪問販売における再勧誘の禁止及び過量販売による契約の解除等については、消費者被害の防止と救済の実効性及び事業者の予見可能性を確保するため、ガイドライン等を用意すること。

また、支払可能見込額の調査に際しては、利用者の個人情報の収集を必要かつ十分な最小限のものにとどめるとともに、その管理に万全を期すよう指導すること。なお、健全な取引を行っている事業者に過度な負担を与えないことや個人情報の保護等に充分配慮しつつ、業態を越えた信用情報の相互利用の推進など実効的な過剰与信の防止を図るための措置を検討すること。

(参考 4) 包括支払可能見込額調査の規定の構造 (関係部分の要旨)

法律事項 (要旨)		省令事項 (要旨)	
第 30 条の 2 第 1 項	・包括信用購入あつせん業者は、カード等の交付・極度額増額をしようとする場合には、省令で定めるところにより、年収・預貯金・クレジット債務の支払いの状況・借入れの状況等の利用者の包括支払可能見込額を算定するために必要な事項として、省令で定めるものを調査しなければならない。ただし、利用者の保護に支障を生ずることがない場合として省令で定める場合はこの限りではない。	第 39 条	・省令で定める事項は、 ①年収、②預貯金、③クレジット債務の支払いの状況、④借入れの状況、⑤包括支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断することができるもの。
		第 40 条 第 2 項	・年収の調査については申告（申告を受けることができない場合には合理的な推定）によらなければならない。ただし、 ①年収 103 万円以下の配偶者の収入で生計を維持している者である場合には、その者の申告により相手方配偶者の年収を合算して算定、 ②二親等内の親族の収入で生計を維持している場合には、その親族からの申告により年収を合算して算定、 ③共働き夫婦等の場合には、相手方配偶者からの申告により年収を合算して算定。
		第 40 条 第 3 項	・預貯金の調査については申告によらなければならない。ただし、 ①年収 103 万円以下の配偶者の収入で生計を維持している者である場合には、その者の申告により相手方配偶者の預貯金を合算して算定、 ②二親等内の親族の収入で生計を維持している場合には、その親族からの申告により預貯金を合算して算定、 ③共働き夫婦等の場合には、相手方配偶者からの申告により預貯金を合算して算定。
		第 40 条 第 4 項	・前二項の規定により、年収や預貯金を合算して算定する場合には、クレジット債務の支払いの状況も合算して算定しなければならない。
		第 40 条 第 5 項	・借入れの状況については、自社からの借入れのみでなく、指定信用情報機関を利用する等して、他社からの借入れの状況も勘案しなければならない。
		第 40 条 第 6 項	・包括支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断することができるものの調査については、利用者からの申告その他の適切な方法により行わなければならない。
		第 43 条 第 1 項 第 1 号	・極度額 30 万円以下のクレジットカードを発行する場合には、支払可能見込額調査を免除。
		第 43 条 第 1 項 第 2 号	・クレジットカードの極度額を一時的に増額しようとする場合であって、次のいずれかに該当するときは、支払可能見込額調査を免除。 ①一時増額の期間が 3 ヶ月以内であって、増額する極度額が元の極度額の 2 倍を超えない場合、 ②短期的な収入を得る見込みがある場合等、 ③生命・身体を保護するために緊急の必要がある場合等。
第 30 条の 2 第 2 項	・「包括支払可能見込額」とは、住宅等の資産を譲渡したりすることなく、かつ生活維持費に充てるべき金銭を使用すること無く支払うことができると見込まれる 1 年間当たりの額をいう。	第 45 条 第 1 項	・「生活維持費」は、利用者と生計を一にする者の合計数及び持ち家の有無に応じて、別表 2 の通りとする。
		第 45 条 第 3 項	・地域格差を考慮して、別表 3 居住区分 1 に該当する利用者については生活維持費を別表 2 の額の 90%に、別表 3 居住区分 2 に該当する利用者については生活維持費を別表 2 の額の 85%にする。
第 30 条の 2 第 3 項	・包括信用購入あつせん業者は、包括支払可能見込額調査を行う際は、指定信用情報機関が保有する利用者の信用購入あつせんに係る債務の支払いの状況その他の省令で定める情報を使用しなければならない。	第 47 条	・省令で定める情報は、基礎特定信用情報（氏名、住所、生年月日、クレジット契約の契約年月日、信用購入あつせんに係る債務の額等）及びその他の利用者の信用購入あつせんに係る支払い能力に関する情報。

※個別信用支払可能見込額調査も基本構造は同様